

正誤表

97頁下から6行目について、下記のように訂正し、お詫びいたします。

(編集部)

97頁下から6行目

誤 (下線部) :

られること (東京地判平成9年5月27日参照) からすれば、電子マネーの利用

正 (下線部) :

られること (東京地判平成5年9月27日判時1496号103頁参照) からすれば、電子マネーの利用

以上